（別紙１）

「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務
企画提案コンペ参加仕様書

１　業務の内容

（１）委託業務名

「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務

（２）委託期間

契約締結の日から令和９年２月１９日（金）まで

（３）仕様

別紙「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務仕様書のとおり

２　契約上限額

３３０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

３　参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

（１）参加者資格

・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者でないこと。

（２）最優秀提案者資格

・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

４　質問の受付及び回答

（１）質問の受付期間

令和８年１１月１２日（木）１２時００分まで（必着）

（２）質問の方法

電子メールでのみ受け付けます。

質問には、所属、氏名、連絡先、件名を明示してください。

件名は「「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務の質問」としてください。

質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

（３）質問の提出先

三重県農林水産部漁政課海業・流通班　担当：藤島、出口

電話：０５９－２２４－２５１５　電子メール：suiryu@pref.mie.lg.jp

（４）質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

（５）質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和８年１１月１６日（月）までに、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ　＞　県政・お知らせ情報　＞　お知らせ情報　＞　企画提案コンペ等情報（公告・結果）

５　参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

（１）提出期限

令和８年１１月１８日（水）１５時まで（必着）

（２）提出方法

ＰＤＦファイルにより、電子メールに添付して提出してください。

件名は、「「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務企画提案コンペの参加資格確認申請」としてください。

申請の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

（３）提出先

上記４（３）に同じ

（４）提出書類

ア　「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第１号様式）

イ　上記アに記載の添付書類一式

６　参加資格確認結果の通知

三重県は、上記５の確認結果を、令和８年１２月２日（水）１７時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

７　企画提案資料の提出

上記６により、参加資格があることの確認結果を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

（１）提出期間

令和８年１２月４日（金）から令和８年１２月８日（火）１７時まで（必着）

（２）提出方法

持参、郵便若しくは民間事業者による信書便又は電子メールにより送付してください。

電子メールの場合、件名は「「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務企画提案コンペの企画提案資料」とし、ＰＤＦファイルにより添付して提出してください。

申請の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

郵便若しくは民間事業者による信書便又は電子メールにより提出する場合には、提出期限までに電話し、書類ないしはメールの受理確認を行ってください。

（３）提出先

〒５１４－８５７０　　三重県津市広明町１３番地

三重県農林水産部漁政課海業・流通班　担当：藤島、出口

電話：０５９－２２４－２５１５　電子メール：suiryu@pref.mie.lg.jp

（４）提出資料

ア　企画提案書（任意様式）

※Ａ４判で両面印刷、長編綴じとする。文字サイズは１２ポイント以上、１０ページ以内で作成し、ページ番号を記載すること。

※企画提案書は、別紙委託業務仕様書の内容をふまえ、下記の項目を参考に可能な限り具体的に提案すること。

・ロゴマークのデザイン（２案）※１事業者が３案以上のロゴマークのデザイン案を提出した場合は、２件以上の提案とみなし無効となる。

・デザインのコンセプトや背景について

・デザインのサイズ毎（30 ㎜角、150 ㎜角）の展開例

・デザイン業務の実績（ロゴマーク・シンボルマーク制作関連）

・業務の実施体制

・ロゴマーク制作者のプロフィール、実績等（提案者と制作者が異なる場合）

・ロゴマーク制作にかかるスケジュール

イ　見積書（任意様式）

※見積金額は本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載すること。

※見積書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額が１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

※経費の内訳を具体的に記載すること。

※押印は省略可能であるが、その場合は発行責任者、担当者の氏名及び連絡先を記入すること。

ウ　提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレットでも可能）

（５）提出部数

持参、郵便若しくは民間事業者による信書便で提出する場合には、（４）のアか

からウの資料を各８部提出してください。

（６）注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格ですべて実現できるものとしてください。

８　選定委員会にて最優秀提案を選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において審査し、最優秀提案を選定します。

審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

なお、提案者によるプレゼンテーションは実施しません。

（１）適否評価（１次審査）

事前に委託目的及び条件等に照らし合わせた書類審査（適否評価）を実施し、適合者の企画提案書類のみを審査します。適否評価の結果については、令和８年１２月中旬に、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

なお、提案者が１０者以下の場合は、１次審査を省略することがあります（その場合、通知も省略します）。

（２）企画提案コンペの選定基準

（ア）業務の実施体制

自社の強みやノウハウを生かした視点で提案がなされ、業務を確実に実施できる人員・体制となっているか。

（イ）業務実績

過去に自治体等におけるロゴマーク制作等類似した業務を実施するなど、デザイン制作等の実績が豊富か。

（ウ）ロゴマークの提案内容（①～③それぞれに比重配点）

①ロゴマークに求める趣旨を理解したコンセプトとなっているか。

②主に飲食店（高級店から中級店）等で活用できるデザイン、三重県の水産物の特徴が表現されたデザインになっているか。

③店舗での掲示、県の発行物への活用等、様々なシーンで活用しやすいデザインになっているか。

（エ）経費の妥当性

参加仕様書及び委託業務仕様書の内容に基づき、限られた予算内での効果的、効率的な提案をしているか。

（オ）その他

三重県は、審査とあわせて商標登録のための類似調査を実施するものとし、これによって、ロゴマーク２案ともに他商標との類似が認められた提案は失格となります。

９　選定結果の通知

三重県は、上記８の選定結果を、令和９年１月１４日（木）１７時までに、提案したすべての者に対し、電子メール又は電話により通知します。最優秀提案に選定された提案者は、受託候補者となります。

１０　最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、令和９年１月２１日（木）までに次の書類を電子メールで提出（提示可のものにあっては、提出又は提示）してください。

（１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（有料）（選定結果通知日から過去６ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し

（２）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（無料）（選定結果通知日から過去６ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し

（３）三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

（４）書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」

※「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」の様式は、県ホームページの次のページからダウンロードできます。

トップページ　＞　電子入札　＞　物件等調達（物品・役務）

＞　電子契約サービスについてはこちら

１１　契約方法に関する事項

（１）契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

（２）契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（更生計画等が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 75 条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）

手続中の者については、契約保証金を免除しません。

（３）契約は、三重県農林水産部漁政課において行います。

（４）契約書は、書面による場合は２通作成し、双方各１通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

１２　監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

１３　契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

１４　見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

１５　暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

１６　不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（１）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　発注所属に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

１７　その他

（１）企画提案に関する事項

ア　企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ　企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
ウ　企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

（２）契約に関する事項
ア 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
イ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

（３）企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件
次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
ア　本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
イ　提案者が同一事項の企画提案コンペに対し２以上の見積をしたとき。
ウ　提案者が他人の提案の代理をしたとき。
エ　提案に際して談合等の不正があったとき。
オ　提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
カ　見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
キ　その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（４）この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

１８　連絡先
上記４（３）のとおり。